

## 新オレンジプランの推進に関する主な取組状況及び課題

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

### ●認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

#### \* 認知症の人の生活を支える介護の提供

(介護サービス基盤の整備)

認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）については、認知症の人のみを対象としたサービスであり、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待されている。また、地域に開かれた事業運営が行われないと、そのサービス形態から外部の目が届きにくくなるとの指摘もあることから、介護サービスの質の評価や利用者の安全確保を強化する取組みを進める。

#### 【取組状況】

- 平成 26 年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおける認知症ケア相談・支援事業推進における認知症グループホームの活用・機能強化に関する調査研究事業」
  - ・「認知症グループホームの強みを活かして！～グループホームの多機能化に向けた手引き」（小冊子）を作成。全市区町村自治体、全グループホーム事業所に配布。
- 平成 27 年度認知症ケアに関する研修会（平成 28 年 3 月／岡山県岡山市）
  - ・シンポジウムにて共用デイに積極的に取組むグループホームの好事例を紹介。
- 機関誌「ゆったり」
  - ・特集記事等で地域支援に取り組むグループホームの好事例を紹介。

#### 【課題】

- 平成 27 年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームを地域の認知症ケアの拠点として活用するための調査研究事業」
  - ・共用型認知症対応型通所介護を実施していない理由としては、「職員の増員が困難」が 56.1%と最も多くなっている。
  - ・居場所づくりの活動を実施していない理由としては、「対応する人材・要員の確保ができない」67.0%が最も多く、次いで「開催する時間・場所の確保ができない」52.9%となっている。
  - ・自治体調査では、認知症グループホームに今後必要と思われる事柄として、「認知症ケアのノウハウの蓄積や資質の向上」55.2%、「認知症ケアを支える安定的な人材の確保」54.7%、「認知症ケアの相談・支援における地域包括支援センターとの連携」42.8%、「地域ケア会議などによる他機関との連携」29.2%の順に多くなっており、認知症ケアの質の向上、人材確保とともに、地域の関係機関との連携が課題としてあげられている。

(良質な介護を担う人材の確保)

現場経験おおむね2年以上の者が認知症介護の理念、知識及び技術を習得するための「認知症介護実践者研修」⇒現場経験おおむね5年以上の者が事業所内のケアチームの指導者役となるための「認知症介護実践リーダー研修」⇒現場経験おおむね10年以上の者が研修の企画立案・講師役等となるための「認知症介護指導者養成研修」というステップアップの研修体系について、医療・介護等の連携に資するよう、必要な研修内容の見直しを行った上で、eラーニングの部分的活用など研修を受講しやすい仕組みの導入を図りつつ、受講者数の増加を図る。その際、研修ニーズに的確に対応できるよう、一定の担保を前提とした上で、都道府県等から関係団体への研修の委託等の取組を推奨していく。

【取組状況】

○平成27年度実績（実践者研修）

- ・行政に働きかけ、33道県と13政令指定市の同等認定もしくは実施機関の指定を受けた。
- ・全国5道県で、国の標準カリキュラムに準拠し実施。
- ・受講者数 172名

【課題】

- ・14都府県と7政令指定市の同等認定が受けられていない。

## ●認知症の人の介護者への支援

(認知症の人の介護者への負担軽減)

認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応を行うほか、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置を推進する。

【取組状況】

○新オレンジプラン以前より、平成25年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームを拠点とした認知症の人や家族支援のあり方に関する調査研究事業」を実施。

- ・地域支援におけるグループホームの役割、意義、認知症カフェの類型、運営のポイントなどを整理。報告書を全市区町村自治体、会員グループホーム事業所に配布。

## ●認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

\* 安全確保

(虐待防止)

高齢者虐待は依然として深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のためには虐待防止を図ることは重要であることから、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、養介護施設従事者や医師等高齢者の福祉に関係のある者に早期発見に努めてもらうよう周知を行うとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行うなど早期対応に努める。

【取組状況】

○権利擁護・虐待防止委員会の設置

- ・協会内に権利擁護・虐待防止委員会を設置。今後、各支部に権利擁護・虐待防止担当者を設

置し、支部レベルでの活動の活性化を図るとともに、機関誌「ゆったり」を活用した啓発活動を行っていく。

○認知症高齢者 虐待防止宣言

- ・平成 28 年 4 月 1 日、厚生労働記者会・厚生日比谷クラブの記者会見で「認知症高齢者 虐待防止宣言」を発表。今後、虐待防止宣言に実効性を持たせるため、権利擁護・虐待防止委員会を中心に各支部と連携しながら全国的により一層の具体的な活動を展開していく。

●認知症の人やその家族の視点の重視

認知症の人の視点に立って認知症の社会の理解を深めるキャンペーンのほか、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていく。

【取組状況】

○平成 27 年度認知症施策に関する研修会（平成 28 年 2 月／神奈川県横浜市）

- ・シンポジウムにて「認知症グループホームの利用者、家族の声を聞く～日頃グループホームに感じていること」を企画。認知症の人と家族の会神奈川県支部、グループホーム入居者の家族にシンポジストとしてご登壇いただくとともに、グループホーム入居者にもビデオメッセージという形で参加いただいた。



2016. 4. 1

## (公社)日本認知症グループホーム協会

# 認知症高齢者 虐待防止宣言

日本認知症グループホーム協会は、高齢者虐待防止法施行10年の節目に当たり、全国の認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）から虐待を完全に排除し、認知症高齢者の明るい生活の実現にさらに力を注ぐことを、ここに宣言します。

- 一、私たちは、日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重をふまえ、また、2005年に制定された高齢者虐待防止法の趣旨に鑑み、ここに高齢者の人権を尊重する立場を明らかにします。
- 一、私たちは、認知症に苦しむ方々の人権を正しく擁護するとともに、あらゆる虐待行為（身体的・精神的・経済的・性的）やネグレクト（介護放棄）の一切を否定します。
- 一、私たちは、高齢者虐待防止法制定以来、遺憾ながら、認知症グループホーム内外に生じた諸問題を克服するとともに、家庭や地域社会に起こり得る虐待問題に関する正しい解決を希求します。
- 一、私たちは、安心・安全なグループホームの運営を再確認するとともに、認知症高齢者の人権尊重と虐待防止に全力で取り組むために、当協会の研修事業等をよりいっそう強力に推進します。